

傷害総合保険「安心BOX」への切替えに伴う変更内容について

2005年12月1日より、これまでの傷害総合保険は、傷害総合保険「安心BOX」として新たに生まれ変わりました。この改定に合わせ、傷害保険分野の商品ラインナップを見直し、多くの既存商品が傷害総合保険「安心BOX」に統一されました。女子パートタイマー保険から傷害総合保険「安心BOX」に切替えいただく場合の補償内容の主な変更点は下記のとおりです。お客様のご契約に関する変更項目の有無については、お手元に保管いただいている保険証券等によりご確認ください。なお、改定内容欄の網掛けは、女子パートタイマー保険と比べ、補償内容が縮小されることを表します。

1. ケガの補償に関する変更内容

女子パートタイマー保険 補償内容		対象者	傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容
普通保険約款	全てのお客様	普通保険約款	支払責任の範囲	拡大	日射・熱射による身体障害については、これまでは保険金をお支払できませんでしたが、障害発生時において被保険者の方が満23歳未満であった場合には、保険金をお支払いします。
女子パートタイマー 保険特約 傷害担保条項 (入院特別保 険金)	入院特別保 険金不担保特 約を付帯し ていないお 客様	-	補償の取扱い	削除	入院特別保険金の補償はありません。

2. 不測の出費の補償に関する変更内容

女子パートタイマー保険 補償内容		対象者	傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容
女子パートタイマー 保険特約 傷害担保条項 (家事労働費 用保険金)	家事労働費 用不担保特 約を付帯し ていないお 客様	-	補償の取扱い	削除	家事労働費用保険金の補償はありません。

3. 家財・身の回り品の補償に関する変更内容

女子パートタイマー保険 補償内容		対象者	傷害総合保険に おける補償内容	変更項目	変更内容
女子パートタイマー 保険特約 携行品損害担 保条項	携行品損害 不担保特約 を付帯し ていないお 客様	携行品損害担保 特約条項	特約の適用範囲	拡大	これまでは被保険者がパートタイマーに従事している間(通勤途上を含みます。)に携行している身の回り品に限定していましたが、被保険者が携行している身の回り品について24時間補償の対象となります。
			被保険者の範囲	拡大	被保険者本人と同一生計の親族が被保険者となります。補償の対象となるのは、被保険者本人の携行中に生じた事故に限ります。
			補償の対象となる物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない身の回り品の範囲について、次のとおり明確になります。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることが明確になります。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことが明確になります。 ● 「船舶、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことが明確になります。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることが明確になります。 ● 「コンタクトレンズ」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことが明確になります。 ● 「プリペイドカード」を明記しました。
				拡大	次の物が保険金のお支払対象となります。 ● 交通機関の定期券 ● 旅券(パスポート)
			除外	次の物が保険金のお支払対象外となります。 ● 航空機(形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物)およびこれらの付属品 ● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ● 眼鏡(視力の矯正を目的とするか否かを問いません。) ● 証書(公正証書、身分証明書、運転免許証など) ● 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ● 業務の用に供される物、商品その他これらに類する物	

女子パートタイマー保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
女子パートタイマー保険特約 携行品損害担保条項	携行品損害不担保特約を付帯していないお客様	携行品損害担保特約条項	保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由による損害が保険金のお支払対象外となります。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重過失 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 詐欺、横領 ● 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色・音質の変化
				明確化	保険金のお支払対象外としております自然消耗、さび、かび、変色等による損害には、劣化、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことが明確になります。
			保険金の算出方法	拡大	損害額は、これまでの時価額による算出ではなく再取得費用 ^() により算出することになります。ただし、貴金属類、美術品の損害については、これまでどおり時価額により算出します。 再取得費用...同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額
				明確化	交通機関の定期券の損害について、再発行手続による再取得ができない場合には、その定期券の残存有効期間に対する価額(取得額に残存日数に応じ日割で算出した額)をお支払いします。 再発行手続により再取得できる場合の保険金は、その手続に要する費用をお支払いすることが明確になります。